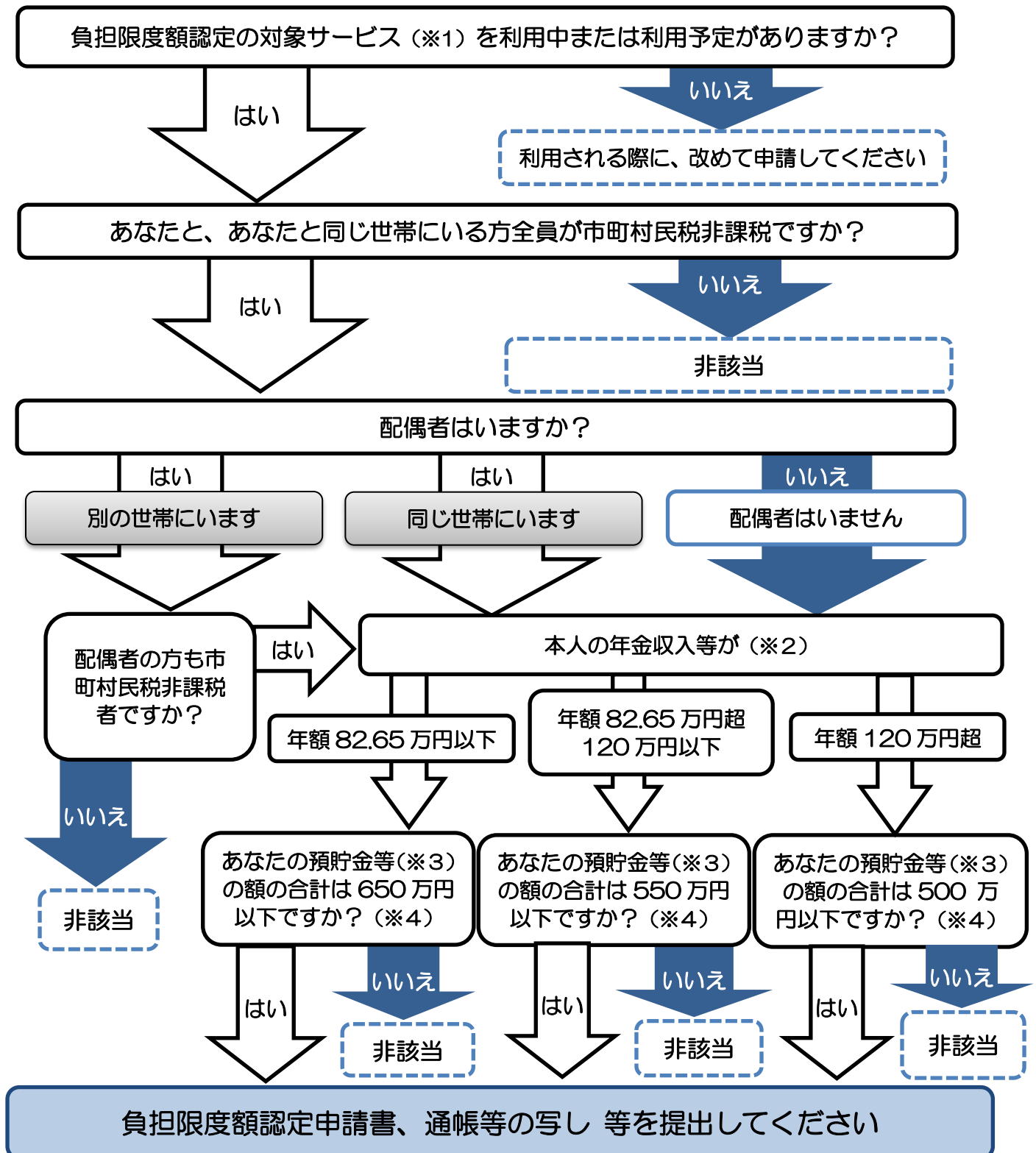


負担限度額認定の適用条件について

下記のフロー図で、負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。



- （※1） 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所、またはショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）の利用
- （※2） 年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額
- （※3） 預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債（住宅ローンや借入金等）を差し引いた金額
- （※4） 配偶者がいる方は、1,000 万円増。第 2 号被保険者は収入に関係なく預貯金額 1,000 万円以下（夫婦は 2,000 万円以下）

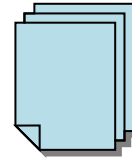
負担限度額認定申請に必要な書類について

提出書類

負担限度額認定の申請には、以下の書類が必要です。

- ・介護保険負担限度額認定申請書（裏面に同意書欄あり）
- ・本人、配偶者の資産が確認できる書類※（通帳等の写し）

※生活保護受給者は不要



申告が必要な資産

資産の種類	対象か 否か	提出書類
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写し）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写し）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写し）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書など（写し）
生命保険	×	—
自動車	×	—
土地・建物などの不動産	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

※通帳等の写しについて

▼ 申請日の直近2か月以内に記帳した通帳の写しを添付してください（生活保護受給者の場合は添付不要。）。

※配偶者がいる方は、本人および配偶者2人分の通帳等の写しが必要です（世帯が分かれている配偶者を含む。）。通帳等が複数ある場合はすべての写しが必要です。

▼ 写しが必要なページは以下のとおりです。

- ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、名義人が確認できるページ
- ・残高が確認できるページ